

不法投棄された場合

私道・私有地の所有者・管理者の方へ

私道・私有地は所有者自身の財産であり、その維持管理は、所有者・管理者の責任で対応するものです。私道・私有地に不法投棄されたごみについても、適切な維持管理の一環として、所有者・管理者の方ご自身で対応していただくことになります。

私有地に置かれた不法投棄物の撤去の流れ

1.椅子やタンス、布団等の大きな物

粗大ごみ受付センター（電話 5296-4400）で、有料で処分します。

2.自転車

粗大ごみ受付センター（電話 5296-4400）で、有料で処分します。

費用：16インチ以上…1台800円、16インチ未満…1台300円

自転車は不法投棄の場合だけではなく、盗難車という場合がありますので、所有者が現れ、後々トラブルとなることを避けるため、次の手続きをとられることをお勧めします。

- (1) 警察に盗難車でないか確認する（盗難車の場合は、警察が引き取ります）。
- (2) 一定期間、警告札（〇〇までに移動しない場合は処分します等）を貼り、日付入りの写真記録を撮っておく。

（注釈）なお、駐車場などの事業用地に置かれた不法投棄物は、粗大ごみ受付センターには申し込みできません。廃棄物処理業者へ依頼してください。

3.エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫

家電リサイクル受付センター（電話 5296-7200）で、有料で処分します。

4.パソコン

一般社団法人パソコン3R推進協会(電話 5282-7685)で、有料で処分します。

不法投棄されないために

不法投棄禁止や放置禁止の張り紙、まめな掃除、普段からの近所付き合いなどで、不審者の侵入を防ぐことが一番の解決策となります。それでも不法投棄がおさまらない場合は、人感センサー付きライトの設置など、不法投棄されづらい環境整備についてお考えください。